

児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件

H31.4更新

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

業務範囲		業務内容等	
相談支援	A	1	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者
		3	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センターの従事者
		4	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従事者
		5	学校（大学を除く。）の従事者
		6	病院若しくは診療所の従事者のうち、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）介護職員初任者研修に相当する研修修了者 （３）国家資格等（※2）を有する者 （４）上記１から５及びBに掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が１年以上ある者
	B	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従事者	
直接支援	C	1	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従事者
		2	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従事者
		3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従事者
		4	学校（大学を除く。）の従事者
	D	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者	
条件 1		条件 2	
社会福祉主事任用資格者等（※1）である者 （①かつ②）		①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して５年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して３年以上	
社会福祉主事任用資格者等でない者 （①かつ②）		①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して５年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して３年以上	
		①「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して８年以上 ②「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して３年以上	
国家資格等（※2）に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して５年以上である者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して３年以上	

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士